

令和元年度 第2回 愛西市空家等対策協議会会議録（概要）

会 議 名	令和元年度 第2回 愛西市空家等対策協議会
開 催 日 時	令和2年2月4日（火） 午後2時00分から午後3時25分まで
開 催 場 所	愛西市役所 北館 災害対策本部兼会議室1・2
出 席 者	愛西市空家等対策協議会委員
欠 席 者	なし
協 議 事 項	<p>●議題</p> <p>(1) 判断基準に基づく調査経過及び特定空家等の候補事案について</p> <p>(2) 特定空家等の候補（所有者等調査中）について</p> <p>(3) 空家等対策の取り組みについて</p> <p>(4) その他</p>
公開／非公開の別	一部非公開
非公開の理由	愛西市情報公開条例第5条第2号に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある事項について審議等を行うため
傍聴人の数	なし
会 議 資 料	<p>資料1 特定空家等の判断基準に基づく調査について</p> <p>資料1別紙 特定空家等の候補となる事案</p> <p>資料2 特定空家等の候補となる事案（所有者等調査中）について</p> <p>資料3 愛西市空き家バンクについて</p> <p>資料4 空き家に関する相談等の受付状況について</p> <p>当日資料 愛西市空家等の適切な管理に関する条例（案）」について</p>
審 議 経 過	別紙のとおり

愛西市空家等対策協議会委員

職名	氏名	備考
市長	日永貴章	会長
弁護士	岡田善行	
司法書士	堀田泰司	
宅地建物取引士	伊藤博男	
土地家屋調査士	牛田倫雄	
建築士	伊藤博雄	
豊橋技術科学大学 特任助教	穂苺耕介	
愛西市総代会会長	石原一孝	
名古屋法務局津島支局 統括登記官	北川法香	

職務のために出席した職員

役職	氏名	備考
財政課長	人見英樹	
税務課課長補佐	橋本 創	代理
経営企画課長	近藤幸敏	
防災安全課長	三輪進一郎	
環境課長	服部芳樹	
高齢福祉課長	後藤真治	
産業振興課長	滝川豊彦	
土木課長	牛田高行	
都市計画課長	浅野浩司	
都市計画課主査	伊藤俊輔	
予防課長	福田彰人	

事務局

役職	氏名	備考
市民協働部長	渡辺弘康	
市民協働課長	清水栄利子	
市民協働課課長補佐	田尾武広	
市民協働課主任	加藤 勉	
市民協働課主事	曾根晴之	

審議経過

発言者	内容（概要）
事務局	<p>皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今から令和元年度第2回愛西市空家等対策協議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は全員の方にご出席をいただいております、愛西市空家等対策協議会運営要領第2条第2項の規定の要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>本会議は協議会運営要領第3条の規定に基づき、原則として公開とさせていただきますが、必要に応じて非公開とするものとしております。</p> <p>本日は一部に個人情報が含まれる議題があり、非公開とさせていただきます部分がございますのでご承知おきください。</p> <p>また、協議会運営要領第4条の規定に基づき、議事録を作成し、後日ホームページに掲載いたしますので、ご了承くださいませようお願いします。</p> <p>本日の傍聴人はありませんでした。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、協議会の会長であります日永市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>（会長挨拶）</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思います。</p> <p>●資料の確認</p> <p>以上でございます。よろしいでしょうか。それでは、これより議事に入ります。議事録の作成上、ご発言がある方は挙手いただき、会長から指名を受けてからご発言をしていただきますようお願いを申し上げます。では、ここからの会議進行につきましては、会長であります市長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議事進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）「判断基準に基づく調査経過及び特定空家等の候補事案について」を議題とし、事務局より説明をしていただきたいと思います。これにつきましては、公にすることにより、個人の権利・利益を害するおそれのある情報が含まれていますので、議題（2）と併せて非公開とさせていただきますが、本日傍聴者がお見えになられませぬので、このまま議事をすすめさせていただきます。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議題（1）「判断基準に基づく調査経過及び特定空家等の候補事案について」 <個人情報に関する内容のため、非公開></p> <p>議題（2）「特定空家等の候補（所有者等調査中）について」 <個人情報に関する内容のため、非公開></p>

会長	次に、議題（３）の「空家等対策の取り組みについて」を議題とし、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料３により説明
会長	ただ今、現状の取り組み等につきまして、事務局より説明をさせていただきました。これらの件につきまして何かご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。
委員	緊急安全措置というのは、倒壊するような空き家を想定して、それについてはできるだけ早くスピード感を持って対応するということでよろしいですか。例えば行政代執行に至った場合、その費用は所有者が特定できれば請求ができますか。請求して払ってもらえるのであれば、その方はなぜそれまでに対応しないのかということにはなりますが、払えないということになった場合は、その後はどうなるのでしょうか。最近、安城でありませんでしたか。
事務局	新聞に掲載されていたものは安城です。
委員	安城で行政代執行したという記事がありましたが、その後一体どうなったか分かりません。行政側が代わって解体し、費用は所有者・相続人のほうに請求して納付されましたという結末なのか、それもその他の手続きを行っているのか、新聞やテレビ等では行政代執行で解体しましたという記事まではありますが、そこから先については把握していますか。
事務局	把握はしておりませんが、今回の条例につきましては、老朽化（倒壊のおそれ）等で、地域住民の生命・財産の危険性があつた場合の緊急安全措置を想定しております。行政代執行までの流れについては、特別措置法に規定に基づいて特定空家等として認定した後に進めていく形になりますが、条例については特別措置法を補完する形で並行して進めます。
委員	所有者の同意なく勝手に敷地の中に入って措置することはできるのですか。
事務局	地域住民の生命・財産に危険性があると判断した場合には、今回の条例の規定に基づいて措置を講じることができるものです。
委員	その先のことはできませんか。
事務局	基本的には所有者の責務ということで、やはり所有者の方がしっかり管理していただくものになりますので、市として対応できる範囲につきましては、地域住民の生命・財産の危険性を回避する部分のみ、条例の規定に基づいて対応することになります。

委員	お金の話ばかりで申し訳ありませんが、市役所の職員もボランティアではありません。人が動けば必ずお金は発生します。かかった費用は請求する内容なのですか。
事務局	所有者がいれば請求させていただきます。
委員	普通であれば、危ない場合は市役所ではなく店に依頼すると思いますが。
事務局	可能ならば所有者から店に依頼することが第1です。ただし、今回の条例につきましては、通行人や近隣の方の生命・財産に危害を及ぼすような場合であって、所有者に連絡が繋がらなかったり、所有者がいないような場合に限り、市として危険を回避する対策をしたいという内容でございます。時間的な余裕があって所有者がいる場合は、所有者に補修及び対応をしていただく形になります。そちらのほうはしっかりと所有者に何回もお話をさせていただきます。
委員	そういう人は結局、無料だと思っていないですか。説明しに行くにしても、市役所の職員もボランティアではありません。市役所が対応すると無料だと思っていないですか。
会長	委員が言われることはよく分かります。今回の条例には所有者の責務もありますが、所有者がいくら市から指導・助言を受けて対応しなくても、どんどん空き家は危ない状況になります。そして市民の方々の生命・財産に危険性が及ぶ状況になった場合には、条例の規定に基づいて敷地内に立ち入って市として対応をさせていただき、かかる費用については所有者に請求をさせていただきます。請求費用を払っていただけるかどうかは、払える方となかなか困難な方がみえると思いますが、今のところ市としてはそこまでの対応となります。委員のお気持ちは私達も同様にそうと思いますが、市としては少しでも対応ができるように条例を制定していきたいと考えています。条例を作らなければ立ち入りも何の対応もできなくなってしまうので、ご理解いただきたいと思います。
会長	よろしいでしょうか。それでは議題（3）につきましては以上とさせていただきます。
会長	次に、議題（4）のその他について事務局から何かありますか。
事務局	連絡事項の説明
会長	委員の皆様から他に何かございませんでしょうか。
委員	（意見なし）

会長	<p>それでは、本日の議題につきましてはすべて終了いたしました。今回の議題につきまして、委員の皆様方に色々ご質問をいただきまして、市としても対応できていなかった部分についてご指摘いただきありがとうございました。また専門的なことについては、委員の方に詳しくお聞きして、ご助言等をいただきたいと思います。</p> <p>本日は長時間にわたって誠にありがとうございました。以上をもちまして第2回愛西市空家等対策協議会を閉会させていただきます。</p> <p>【午後3時25分閉会】</p>
----	--